



2014年4月14日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 別川 俊介
(コード番号 6302 東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
佐藤 常芳
(TEL. 03-6737-2333)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、京都市が京都地方裁判所において、2014年3月20付で提起した当社に対する訴訟（以下、「本件訴訟」）について、本日、訴状を受領しましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟が提起された日

2014年3月20日

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

- (1) 当社と京都市は、2005年3月18日、「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし、プラント設備工事」に係る工事請負契約（以下、「本件契約」）を締結しました。
- (2) 2010年4月試運転中に、地下水槽の構造上の欠陥から、未処理の排水が設備内の放流槽に混入し、その排水から基準値を上回るダイオキシン類が検出されました。当社は直ちに特別対策チームを設置し、原因究明及び抜本的な対策を講じた結果、2011年6月、問題が解決したことを京都市との間で確認・合意しました。
- (3) その後、いくつかの不具合が発生したことから、2011年12月から全社を挙げて総点検を開始しました。
- (4) 総点検に基づき、様々な視点から改善策を検討し、約半年間にわたるメーカーテストや研究所での繰り返し試験を行い、この改善策の内容について、京都市の了解を得ました。
- (5) 2012年7月、本改善策の実施により工事の引き渡し期限を2013年8月末日とすることを京都市と合意しました。
- (6) 各工程ごとの運転調整及び各種試験を経て2013年6月、一次試運転を完了し、これに伴う一次性能確認試験にも合格しました。これにより、設備の性能を満足していることと併せて安定性と安全性が確認されました。
- (7) 同月続いて、二次試運転を開始したところ、溶融炉内のスラグと未溶融物を分離する分離部に未溶融残渣（ダスト）が堆積する現象が発生しました。
- (8) 当社は京都市に対して、すみやかに原因分析と対策案を提示し、対策案の実施及び試運転の再開を求めましたが、京都市は技術系職員と有識者から構成される「性能評価会議」において、対策案の有効性が確認できないとし、対策案の実施及び試運転の再開を認めませんでした。

- (9) 京都市が対策案の実施及び試運転の再開を承認しないまま2013年8月に入ったところ、京都市は、期限までの引き渡しの見込みがなくなったとして、同月5日付で本件契約を解除しました（二次試運転は1カ月間の連続運転が必要なため、同月1日までに試運転を再開できなければ必然的に同月末日の引き渡し期限に間に合わなくなります。）。
- (10) しかしながら、当社と京都市との本件契約には、「性能評価会議」による有効性の確認を必要とする、との約定は存在しておりません。もちろん、発注者である京都市が、当社の契約履行について随時意見を述べることで、また当社が提示した対策案を検討するため京都市が「性能評価会議」を開催して検討することは自由であり、かつまた請負人である当社といたしましても京都市の意向を可能な限り尊重してきましたが、京都市の事情による「性能評価会議」のために要した期間分については引き渡し期限が延長されるべきものであります。
- (11) また、当社といたしましては、当社が提示した対策案は、簡明かつ容易に実施が可能なものであり、この対策案を実施していれば、期限までの引き渡しは可能であったと確信しています。
- (12) 当社は、本件契約に関して当社と京都市の間に紛争が生じた場合には、建設業法による建設工事紛争審査会のあっ旋又は調停によりその解決を図る、との本件契約の約定に従い、2013年12月26日、中央建設工事紛争審査会に調停を申し立てました。しかしながら、京都市は当社が調停における請求を放棄し、京都市の損害賠償等の請求に当社が応じない限り、調停による解決は不可能であるという立場に固執し、調停による解決の姿勢を全く見せないまま、今般の訴訟提起に至りました。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称 : 京都市
- (2) 所 在 地 : 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
- (3) 代表者の役職・氏名 : 京都市長 門川大作

4. 訴訟内容

(1) 訴えの概要

京都市は、当社による引き渡し期限までの本件灰溶融施設の引き渡しが可能であるとして、本件契約を解除し、当社に対して①本件灰溶融施設の解体撤去（①が認められない場合につき、本件灰溶融施設の解体撤去費用の支払）、②本件灰溶融施設を整備するに当たり京都市が出損した経費に係る賠償金の支払及び③本件契約に基づき京都市が当社に支払った工事請負代金の返還並びに訴訟費用の負担を求めています。

(2) 訴訟の目的の価額

18,454,324,573円

5. その他投資家が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

今後の本件訴訟の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、当社といたしましては、一次性能確認試験に合格し、設備完成目前の段階での京都市の本件契約の解除は無効であり、それに基づく京都市の損害賠償等の請求は全く理由がないものと考えております。本件訴訟においては、今後当社主張の正当性を明らかにしていく所存であります。訴訟の経緯については、必要に応じて適切に開示いたします。

以 上

<参考：過去の公表資料>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001kc0-att/6kgpsq0000001kci.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001kg0-att/6kgpsq0000001kgi.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001mml-att/6kgpsq0000001mn3.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001p40-att/6kgpsq0000001p4i.pdf>